

## 旭川市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表 (案)

(平成 29 年 2 月 2 日改正)

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>第 1 条 地域公共交通<u>網形成</u>計画 (以下「<u>網形成</u>計画」という。)</p> <p>第 2 条 (1) 公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画及び<u>網形成</u>計画の策定及び変更の協議に関する事項 〔中略〕 (4) <u>網形成</u>計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (5) <u>網形成</u>計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>第 1 1 条 2 前項の規定にかかわらず、<u>網形成</u>計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附則 <u>この要綱は、平成 2 9 年 2 月 2 日から施行する。</u></p>	<p>第 4 条 地域公共交通総合連携計画 (以下「<u>連携</u>計画」という。)</p> <p>第 2 条 (1) 公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画及び<u>連携</u>計画の策定及び変更の協議に関する事項 〔中略〕 (4) <u>連携</u>計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (5) <u>連携</u>計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>連携</u>計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附則 <b>【追加】</b></p>